

議案第164号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、さいたま市所有の盆栽が枯死した事件に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

平成22年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 和解の内容

- (1) 乙（個人）及び丙（法人）は、甲（さいたま市）に対し、乙及び丙が真柏及び五葉松（以下「本件盆栽」という。）を管理保管中に、乙及び丙の新築した銅葺き屋根からの銅イオン等を含んだ雨水（以下「雨水」という。）の飛沫が本件盆栽に降りかかり、その毒性により成長が妨げられ急激な枯死に至った可能性を考慮し、その雨水の影響によるものであることを認め、枯死に至らせたことについて衷心より遺憾の意を表す。
- (2) 乙及び丙は、甲に対し、平成21年12月10日付けの誓約書に基づき、本日、別紙目録記載の盆栽3鉢を譲渡し、甲はこれを受領した。
- (3) 乙及び丙は、甲に対し、さいたま市大宮盆栽美術館の運営等に協力する。
- (4) 甲並びに乙及び丙は、本件については以上をもってすべて解決したものとし、甲は、乙及び丙に対し、その余の請求を行わない。

- 2 事件の概要 乙及び丙が、甲所有の盆栽を管理保管中に、新築した銅葺き屋根からの雨水の影響により枯死に至らせたため、甲が代替盆栽3鉢を譲り受けるもの

(参考)

目録の内容

1 盆栽 1鉢

- (1) 樹名 真柏
- (2) 推定樹齡 約350年
- (3) 規格 樹高約63センチメートル
- (4) 鉢 烏泥長方鉢

2 盆栽 1鉢

- (1) 樹名 五葉松
- (2) 推定樹齡 約200年
- (3) 規格 樹高約74センチメートル
- (4) 鉢 海鼠釉楕円鉢

3 盆栽 1鉢

- (1) 樹名 黒松
- (2) 推定樹齡 約150年
- (3) 規格 樹高約58センチメートル
- (4) 鉢 朱泥長方鉢